

災害時のリハビリテーション支援活動に関する協定

令和6年10月16日

高知県災害リハビリテーション連絡協議会

高 知 県

災害時のリハビリテーション支援活動に関する協定

高知県（以下「甲」という。）と高知県災害リハビリテーション連絡協議会（高知 JRAT: KORAT）（以下「乙」という。）は、災害リハビリテーション支援活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、国内で災害が発生した場合において、災害救助法（昭和22年法律第118号）、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、高知県地域防災計画及び高知県災害時医療救護計画に基づき、甲が行う災害リハビリテーション支援活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 災害リハビリテーションとは、被災者、要配慮者等（以下「支援対象者」という。）の災害関連死、生活不活発病等を防ぐために、リハビリテーション医学及び医療の視点から関連専門職が組織的に支援を展開することで、早期自立生活の再建及び被災地域の復興を支援する活動の全てをいう。

- 2 災害リハビリテーション支援活動とは、前項の支援及び当該支援に係る本部への参画、情報収集、人材の派遣等の調整業務をいう。
- 3 前項の本部とは、甲が被災地の保健医療福祉等のニーズを把握するために設置する調整本部をいい、連絡窓口として乙の担当者を配置する。
- 4 乙は、乙自身の本部を設ける。

（災害リハビリテーション支援活動に係る人材の派遣）

第3条 甲は、災害リハビリテーション支援活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、災害リハビリテーション支援チームの派遣を要請するものとする。

- 2 乙は、前項の要請を受けた場合は、速やかに、災害リハビリテーション支援チームを編成し派遣するものとする。
- 3 乙は、甲と協議の上、派遣規模を決定する。
- 4 災害リハビリテーション支援チームの派遣場所は、原則として高知県内とする。ただし、他都道府県から派遣を依頼された場合の取扱い第13条に定める。

（災害リハビリテーション支援チームの活動）

第4条 乙が派遣する災害リハビリテーション支援チームは、甲及び市区町村が設置する避難所及び仮設住宅並びに支援対象者宅等において、災害リハビリテーション支援活動を行うことを原則とする。

- 2 災害リハビリテーション支援チームの活動は、次のとおりとする。

- (1) 避難所、避難場所及び支援対象者宅等の環境アセスメント並びに改善に関する対応及び提案
- (2) 支援対象者に係るリハビリテーション適応に対する評価（リハビリテーショントリアージ）及び情報収集
- (3) 支援対象者の災害関連死、生活不活発病等を予防するための活動、理学療法、作業療法及び言語聴覚療法を中心とした個別的・集団的リハビリテーション支援活動
- (4) リハビリテーション医療器材（福祉用具、補装具、自助具等）の評価及び提供に関する対応
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる支援活動

（連絡責任者の指定）

第5条 第3条第1項の派遣要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は、あらかじめ連絡責任者及び副連絡責任者を定め、緊急時の連絡先を相互に報告するものとする。第2条第3項の連絡担当者についても同様に報告するものとする。

（指揮）

第6条 乙が派遣する災害リハビリテーション支援チームに対する指揮は、第2条第3項に規定する調整本部の方針に基づき、甲が指定する者が行う。

2 前項の指揮に基づき、派遣された災害リハビリテーション支援チームの活動の指示を乙の代表者が行う。

（災害リハビリテーション支援チームの輸送）

第7条 災害リハビリテーション支援チームの輸送手段は、乙が確保するものとする。

（リハビリテーション医療器材等の供給）

第8条 乙が派遣する災害リハビリテーション支援チームが使用するリハビリテーション医療器材、医薬品、支援用物品等は、当該災害リハビリテーション支援チームが携行するもののほか、必要に応じて甲が供給するものとする。

（支援活動終了の時期）

第9条 災害リハビリテーション支援活動の終了は、原則として避難所等の規模が縮小するとともに、被災地域の地域リハビリテーション支援体制がその機能を回復し、当該活動を引き継ぐことが可能となる時期とする。具体的な支援活動終了の期日については、甲乙協議の上、決定する。

（費用弁償）

第10条 甲の要請に基づき、乙が災害リハビリテーション支援活動を実施した場合に要

する次の各号に掲げる費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 災害リハビリテーション支援チームの派遣に要する経費
- (2) 災害リハビリテーション支援チームが携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 前各号に掲げるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めた経費

2 前項に規定する費用については、災害救助法に基づく政令及び規則に準ずる。

(損害補償)

第 11 条 甲の要請に基づき、乙が派遣した災害リハビリテーション支援チーム員が、支援活動において死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（平成 10 年条例第 3 号）」を準用し、甲がこれを補償する。この場合、同条例中「災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 71 条の規定による従事命令又は協力命令」とあるのは、「協定書第 3 条第 1 項の派遣要請」と読み替える。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、災害リハビリテーション支援チームの活動中の事故等に対応するため、災害リハビリテーション支援チーム員を対象とする損害保険に加入し、その保険料を負担する。

(他都道府県の災害リハビリテーション支援チームの受入れ)

第 12 条 災害の規模及び状況を踏まえて、甲が、他都道府県からの災害リハビリテーション支援活動のための人材を受け入れて対処することを決定した場合は、乙は災害リハビリテーション支援チームの受入れに係る調整を行うものとする。

(他都道府県への災害リハビリテーション支援チームの派遣)

第 13 条 他都道府県における災害発生時に、他都道府県から甲に対して、災害リハビリテーション支援チームの派遣依頼があり、甲が必要と認めた場合は、乙は災害リハビリテーション支援チームの派遣に係る調整を行うものとする。

(他都道府県への災害リハビリテーション支援チームの派遣時の適用協定)

第 14 条 前条の支援チームの派遣においては、被災県の協定を適用する。

(活動報告)

第 15 条 乙は、災害リハビリテーション支援活動を実施したときは、活動終了後速やかに活動報告を甲に行うものとする。

(細目)

第 16 条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第 17 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、
甲乙協議の上、決定する。

(有効期間)

第 18 条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から起算して 1 年間とする。ただし、
この協定の有効期間満了の日の 1 月前までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して 1 年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

令和 6 年 10 月 16 日

甲 高知県高知市丸ノ内 1 丁目 2-20

高知県

高知県知事



乙 高知県南国市岡豊町小蓮 185-1 高知大学医学部附属病院

高知県災害リハビリテーション連絡協議会

代表

